

令6 香南市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和6年10月4日

香南市監査委員 有岡 正博

同 安岡 敬子

同 中屋 和彦

令和6年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間

令和6年6月27日から7月3日まで

3 監査の対象事項

- (1) 令和5年度末において収入未済額がある項目の中から、監査委員による選定項目
- (2) 令和5年度の歳入項目の中から、監査委員による選定項目

4 監査の対象課

福祉事務所 … 【一般会計】生活保護費返還金、同（戻入繰越分）、障害福祉医療費高額療養費返納金

高齢者介護課 … 【一般会計】老人保護措置費負担金
【介護特会】介護保険料

上下水道課 … 【公営企業会計】上水道使用料、公共下水道使用料、特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水使用料

税務収納課 … 【一般会計】市民税（個人）、市民税（法人）、固定資産税、軽自動車税、住宅新築資金等貸付金元金収入・利子収入
【国保特会】国民健康保険税

市民保険課 … 【一般会計】老人保健第三者納付金、児童扶養手当過誤払金等返納金
【国保特会】第三者納付金（一般分）
【後期特会】後期高齢者医療保険料

住宅政策課 … 【一般会計】市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費
農林水産課 … 【一般会計】実践型研修ハウス使用料、実践型研修ハウス土地使用料
学校教育課 … 【一般会計】給食費納付金
生涯学習課 … 【一般会計】のいちふれあいセンター使用料
こども課 … 【一般会計】保育所入所者負担金、一時預かり料、保育所使用料、幼稚園保育料、
幼稚園預かり保育料、放課後児童健全育成事業保護者負担金、児童クラブスポーツ
保険料負担金、児童クラブ連絡帳代
商工観光課 … 【一般会計】天然色劇場使用料

5 監査の着眼点

- (1) 収納事務について、関係書類を検査し、財務会計システムによる調定の計上等、収入未済額及び滞納繰越額が正確に管理されているか。また、収納事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 滞納整理事務については、督促や催告が適正に行われているか、納税・納付交渉や必要な調査が適時なされているか、時宜に応じた法的措置を執っているか、また債権管理が適正かつ効率的になされているか。

6 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

今回の監査は、地方自治法第240条第1項に規定されている市の債権である公債権、私債権について、主に令和5年度の滞納繰越、不納欠損、滞納処分等、徴収関係に主眼を置き、関係書類の審査を行うとともに、関係職員からの聴取により監査を実施した。

1 収入未済額と不納欠損処分額

令和5年度の債権における収入未済額及び前年度の比較は、第1表のとおりである。

第1表

(単位：円、%)

会計区分		5年度	4年度	比較増減額	増減率
一般会計	現年	35,843,355	32,462,834	3,380,521	10.4
	過年	159,871,220	170,293,250	△ 10,422,030	△ 6.1
	小計	195,714,575	202,756,084	△ 7,041,509	△ 3.5
特別会計	現年	31,899,234	32,286,308	△ 387,074	△ 1.2
	過年	48,708,969	53,088,672	△ 4,379,703	△ 8.2
	小計	80,608,203	85,374,980	△ 4,766,777	△ 5.6
公営企業会計	現年	10,448,370	8,531,390	1,916,980	22.5
	過年	34,809,827	33,768,397	1,041,430	3.1
	小計	45,258,197	42,299,787	2,958,410	7.0
合計		321,580,975	330,430,851	△ 8,849,876	△ 2.7

令和5年度の債権における不納欠損処分額の前年度比較は、第2表のとおりである。

第2表

(単位：円、%)

会計区分	5年度	4年度	比較増減額	増減率
一般会計	5,982,265	16,119,916	△ 10,137,651	△ 62.9
特別会計	4,368,589	7,353,968	△ 2,985,379	△ 40.6
公営企業会計	405,870	249,790	156,080	62.5
合計	10,756,724	23,723,674	△ 12,966,950	△ 54.7

当年度末の収入未済額は、一般会計では、現年度分は3,380,521円(10.4%)増加、過年度分は10,422,030円(6.1%)減少し、合計で7,041,509円(3.5%)減少となっている。特別会計では、現年度分が387,074円(1.2%)減少、過年度分は、4,379,703円(8.2%)減少し、合計で4,766,777円(5.6%)減少となっている。

公営企業会計では、現年度分で1,916,980円(22.5%)増加、過年度分で1,041,430円(3.1%)増加し、合計で2,958,410円(7.0%)増加となっている。

また、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は321,580,975円となっており、前年度に比べ8,849,876円(2.7%)減少しているが、看過できる状況ではない。裁判手続や差押え等、積極的、効率的、有効的な手法により債権に応じた対応が望まれる。

不納欠損処分額は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた総額は10,756,724円を計上し、前年度に比べ12,966,950円(54.7%)減少している。

不納欠損は、債権管理を確実に行ったうえでの法に基づく処分であり、今後も明確な根拠のもとに適正な処理に努められたい。

2 収納事務における注意、改善すべき点

監査の対象とした債権の収納事務については、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、各債権に適用される法令に則り、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) のいちふれあいセンター等使用料について（生涯学習課）

のいちふれあいセンター等使用料の減免の対象となる団体については、香南市公民館等使用料減免に関する規則（以下「規則」という。）第2条各号で規定している。しかし、減免しようとする団体が、同条各号のどの対象団体に該当するのか、回議書及びその添付文書中で明らかにされていない事案がいくつか見られた。加えて、同条第6号「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた団体」に該当するものは、なぜ必要と認めたのか理由が不明であった。減免の根拠は回議書又はその添付文書に明確に記載するべきである。

また、規則の別表では、防災コミュニティセンターの付属設備等は減免の対象となっていないが、佐古防災コミュニティセンターの付属設備・備品の使用料を50%減免している事案があった。別表中の中央公民館等の区分を準用しているとのことであったが、減免するのであれば規則を改めるべきである。

利用許可の取消しについては、利用許可を取消した事案があったにもかかわらず、利用許可取消申請書は提出されていなかった。これは、利用者からのキャンセルの申出を電話連絡等の口頭により受け付けしていたためである。

香南市中央公民館並びに香我美市民館及び夜須公民館利用規則第5条第1項では、「利用者は、公民館の利用の取消し又は許可された事項の変更をしようとするときは、利用許可取消(変更)申請書に公民館利用許可書その他関係書類を添えて、館長に提出しなければならない。」と規定しており、同条第2項においては、「館長は、前項の申請があった場合において、利用の取消し又は許可事項の変更を承認するときは公民館利用取消(変更)承認通知書により、承認しないときはその旨を当該利用者に通知するものとする。」と規定している。今後、利用者には、取消(変更)の際は利用許可取消(変更)申請書の提出が必要であることを周知し、公民館利用取消(変更)承認通知書をもって、取消(変更)の承認を通知するよう、徹底されたい。

以上のように、条例・規則に沿った運用がなされていない事案が散見されたことから、今一度、関係法令等を確認し、必要であれば条例等の改正を行うなど適正な対応を求めるものである。

(2) 市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費について（住宅政策課）

今回の監査で、住宅使用料等の催告書発送対象者のうち3か月以上滞納している者を数名抽出し、交渉記録を確認したところ、令和5年度以降、滞納者からの連絡の内容は記録されているが、催告書・督促状発送以外に、市側から能動的に連絡を取った記録はなかった。担当者によると、明渡し請求や訴訟に繋がる案件はなかったとの事であったが、滞納状況を把握していれば、これらの案件に繋がると推察されるものが見受けられ、滞納者に対する適正な対応がされていたのか疑問を感じる。香南市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱（以下「要綱」という。）第6条では、「市長は、催告等によってもなお滞納分の家賃等の納付がない滞納者のうち、家賃等の滞納月数が三箇月以上である者については市営住宅の明渡し請求を行

うものとする。」と規定している。また、第4条第1項では、「市長は、滞納分の家賃等を一度に支払うことができないと認める場合は、当該滞納者に滞納家賃等債務承認兼納付誓約書の提出を求めるものとする。この場合において、原則として滞納分の家賃等を毎月分割で納付することとし、2年以内に支払いを完了することを条件とするものとする。」と規定しているが、要綱どおりの取扱いができていたとは言い難い。要綱に沿った事務処理を行わなかった結果が、滞納金額に顕著に表れている。令和4年度と比較して、住宅使用料等の市営住宅に関する徴収率は低下し、滞納金額は増加している。

滞納金額減少のためには、法令遵守により、適正な事務処理を行うことが必要である。今後は、課内における債権管理体制を整え、滞納者への対応を積極的に行う事を望むものである。

(3) 上下水道使用料について（上下水道課）

上下水道使用料の、令和5年度中に行った不納欠損処理について、対象となった債務者の交渉記録を確認したところ、本来なら時効の完成等、債権が消滅する前に、債務承認や納付誓約等の提出を求める取組を行い、債権を安易に消滅させないようにすべきところ、それが行われていなかった。また、送付した催告書は現年度分の滞納のみで、過年度分の内容は記載されておらず、債務者は催告書を見ても過年度分の滞納金額を確認することができない状態であった。加えて、香南市給水停止処分取扱要領に沿った給水停止措置は、令和5年度は行っていない。このような状況では、債権管理を行うにあたっての基本的な事務処理に関する認識が不十分であると言わざるを得ない。

前年度の徴収の定期監査では、令和4年度に不納欠損処理をした中に、不納欠損の対象とならない債権が含まれている事案について指摘している。しかし、令和4年度に誤って処理を行った同じ対象者について、令和5年度もまったく同様に不納欠損処理を行っていた。その処理の対象となった債権は、債務承認を得たことによって時効が更新され、令和5年度中においても時効は完成しないため、不納欠損処理を行うのは不適正である。また、他の債務者についても、同様に誤った不納欠損処理をしているものや、時効が完成し、債権が消滅しているにもかかわらず納付されたものを、還付又は充当処理すべきものとして捕捉できていない事例も見られた。前年度の定期監査で指摘を受け、「課として取り組む」との措置報告を受けているが、全く指摘内容を活かすことができておらず、大変遺憾である。

債権は、時効に至らないよう時効の更新に努めたい一方で、最終的に不納欠損処理を行うものであり、安易に債権を消滅させてはならない。そして、昨年度の定期監査でも述べたが、債権管理を適正に行うには、正しい知識を身に着けることが必要である。研修等を受講する機会を作り、事務の遂行に必要な知識の習得に努められたい。

(4) 給食費納付金について（学校教育課）

給食費納付金は、個人毎の給食費の納付状況を管理する給食費システムと、日々の収入・支出等を管理する財務会計システムの両システムで管理している。通常であれば、両システムの調定金額は同額であるべきところ、調定金額が異なっていることが明らかになった。学校教育課に説明を求めたところ、調定誤りや調定変更抜かり等により差額が生じており、その差額については、どの債務者の給食費について調定誤り等が生じたのか、把握できていない状態であった。差額の原因について調査を行っているとのことだが、本来であれば給食費

システムと財務会計システムの調定額は合致していなければならないものである。定期的に調定額と収入額を確認し、誤りがあれば修正していくことは基本的な事務処理であり、それが適正に行われていないことは、論外である。

この状態は早急に是正しなければならない。そして、これまでの収納管理事務の見直しを行い、チェック体制を強化し、今後は二度とこのような不適正な事務処理を行うことのないよう、適正な収納管理に取り組まれない。

第3 総括

滞納者への対応は、その債権の徴収が困難な状態に至る前に、早期に納付を促すことが大切である。そのため、滞納者に対して納付交渉を行うことは極めて重要である。各担当部署は多くの業務を抱えており、多忙な中、債権の管理に注力することが難しい状況であることは一定理解できる。しかしながら、債権管理を行う職員は、債権回収に努める義務を負っている。納付義務を遵守している市民に対して不信感を生じさせることのないよう、平等性・公平性を確保するために、債権を有する部署は債権管理を適切に行う必要がある。

各部署においては、職員一人ひとりが債権管理に対する共通の認識を持って、積極的な債権回収に取り組むよう指導徹底願いたい。そして、全庁的にも情報の共有化を図り、効率的・効果的な債権管理を行うことができるよう、体制作りに努められたい。